

2008SNA に対する検討について

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. これまでの経緯と国際状況

- 2006年2月 AEG（専門アドバイザーグループ）による「全事前推奨案」の公表
- 2007年4月 ISWGNAによる「全統合推奨案」の公表
- 2008年2月 第39回国連統計委員会 2008SNA Volume1 採択（ただし、当時 93SNA Rev.1）
- 2008年4月 「全統合推奨案に起因する分類と整合性の課題に関する ISWGNA の決定」の公表
（国連 HP <http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/recommendations/FSCRSupplement.pdf>）
- 2008年5月 （58ヶ国中40ヶ国の賛成による）名称の決定 93SNA Rev.1⇒2008SNA
（国連 HP <http://unstats.un.org/unsd/sna1993/draftingphase/reviewVolume1.asp>）
- 2008年11月 AEG 第6回会合（国連 HP <http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/aeg.asp?FromPage=1>）
同 国民経済計算の長期的整備に関するハイレベル・フォーラム
（国連 HP <http://unstats.un.org/unsd/sna1993/hlg.asp>）
- 2009年2月 第40回国連統計委員会 2008SNA Volume2 採択予定
- 2009年7月（予定） 最終原稿の公表

⇒国際的な状況に関して参考1を参照。

2. 我が国の現行作業状況

2-1 翻訳関係

- ・2008SNA マニュアルの作成

最終原稿の公表を待って、内閣府と専門家による翻訳作業を開始する見込み。国連の許可を得て内閣府 HP による公表といった対応を予定。

- ・全統合推奨案

暫定訳の作成済み。国連の許可を得て HP などでの公表が可能か検討。

- ・AEG ペーパー及び AEG サマリー

推奨案のたたき台となった資料に関して 2008年11月より作業を開始。ほぼ全資料の簡易訳

を作成する予定であるが、著作権に関する課題があり、公表することは不可能。したがって、翻訳の利用範囲が限定される見込み。

2-2 検討資料の作成

44の課題の対応は資料3のとおり。各課題ごとに、①推奨されている内容の概要、②93SNAでの扱いの概要、③現状の推計方法の概要、④導入に当たる課題の概要、⑤検討の概要（各一部局説明資料）、⑥導入の可否・導入時期等を整理することを目指す。

参考2参照。

参考表 2008SNA マニュアルの原稿予定

第1巻	第1章	序論
	第2章	概観
	第3章	ストック、フロー及び勘定規則
	第4章	制度単位と部門
	第5章	企業、事業所及び産業
	第6章	生産勘定
	第7章	所得の分配勘定
	第8章	所得の再配分勘定
	第9章	所得の使用勘定
	第10章	資本勘定
	第11章	金融勘定
	第12章	その他の資産変動勘定
	第13章	貸借対照表
	第14章	供給使用表及び財・サービス勘定
	第15章	価格測度と数量測度
	第16章	勘定体系のまとめと提示
	第17章	横断的な課題及びその他の課題
付録1	勘定仕訳の分類と科目コード	
付録2	勘定	
第2巻	第18章	勘定の詳細化と公表
	第19章	人口と労働投入
	第20章	資本サービス及び国民勘定
	第21章	企業活動の測定
	第22章	一般政府と公的部門
	第23章	体系における非営利団体
	第24章	家計部門
	第25章	非公式部門
	第26章	海外勘定と国際収支との連携
	第27章	金融統計及び資金循環との連携
	第28章	投入・産出とその他の行列分析
	第29章	サテライト勘定とその他の拡張
	付録3	1993SNAからの変更点
付録4	研究課題	

本報告書（それぞれの Economic and Social Council のうち、National Accounts 該当部分）は、2008 年 12 月に国連統計委員会に対して ISWGNA が進捗をまとめたものである。第 40 回国連統計委員会（2009 年 2 月 24 日～27 日）に関する資料は、国連 HP に掲載されている。
http://unstats.un.org/unsd/statcom/commission_40th_session.htm

国民経済計算に関する事務局間ワーキンググループ（I SWGNA）報告

I. イントロダクション（パラ 1～2）

前回国連統計委員会における結論及び本報告の構成

II. 改訂国民経済計算体系への準備

A. 背景（パラ 3～6）

93 SNA 改訂に関するこれまでの状況。

5 つの国際機関からなる I SWGNA が改訂プロジェクトを統括し、プロジェクト・マネージャー及び編集者を支援。改訂の中心的な役割を担う、専門家 20 人から構成される AEG を設置。

44 の重要課題に関する検討。

B. 第 1 巻・白表紙版（パラ 7～11）

改訂国民経済計算体系の第 1 巻を原則承認。

改訂国民経済計算体系のタイトルを 08 SNA に承認。

昨年の I SWGNA と AEG との会合で、08 SNA で与えられる指導が現在の金融危機に対する政府の対策に適切に対応するものと評価。

C. 第 1 巻に必要な変更（パラ 12～13）

第 2 巻の作成過程において、第 1 巻に若干の問題点が浮かび上がったため、問題解決のため、AEG 会合が第 1 巻の微修正を推奨。

D. 第 2 巻の草案、検討（パラ 14～16）

第 2 巻は 18 章～29 章と付録 3 と 4 から成る。

2008 年 8 月頃から概ねの章の批評及びコメントを受け付け、205 のコメントがあった。

E. SNA の翻訳（パラ 17）

英語版 08 SNA の最終版の公表は 2009 年 7 月頃見込み。

その後、全国連公用語へ翻訳予定。

F. 最終段階（パラ 18～20）

第 40 回国連統計委員会に提出される資料（和訳）の概要

BPM6 との完全な整合性の確保。08 SNA は GFSM2001 の改訂に役立てられる見込み。

08 SNA を確定させるために、第 40 回統計委員会までの 2 ヶ月の検討期間に寄せられた意見に必要な変更を第 2 巻に取り入れること。第 2 巻にコメントからの変更点を盛り込み、第 40 回統計委員会に提示させる変更を第 1 巻に取り入れること。（マニュアルの）最終化プロセスは、概ね 2008 年 12 月～2009 年 2 月までの再検討期間内に第 2 巻に関するコメントの程度にかかっている。

Ⅲ. 08 SNA 実施に向けた戦略

A. 背景（パラ 21～24）

前回統計委員会において、ISWGNA に 08 SNA 実施に向けた戦略を提供するよう依頼。

ISWGNA より実施戦略の概要を提供。

昨年 5 月のルクセンブルク勧告では（i）戦略的計画（ii）調整、監視、報告、（iii）統計体系の改善といった原則が有益であることが明らかにされた。

B. 目的（パラ 25）

08 SNA の実施戦略は国際的な統計体系により、SNA と関連した指標を通じてマクロ経済の管理とその実証に基づく指針の策定を支援するもの。

08 SNA は基本的な経済とマクロ統計を生み出す能力を評価するための最新のベンチマークを提供するもの。

C. 戦略的計画（パラ 26～28）

戦略的計画は、政策的、財政的サポートを出動させる重要な原則であり、ユーザーに相談する中で重要な統計指標を及び基礎統計を生み出す能力の強弱を明らかにしてくれる。

統計の発展に向けた国家戦略（NSDSs）に関する PARIS 21 のマニュアルは戦略的計画のフレームを構築する指針を提供する。

NSDSs は多くの途上国で用いられ、また更新されており、途上国への 08 SNA 実施の必要性を盛り込むことを保証できるように検討すべき。

D. 調整、監視と報告（パラ 29～31）

調整、監視、報告の原則は、国際機関と地域機関、その他提供国と受取国の役割が明確で、そうした行動が相互補完的、且つ有効であることを保証するものである。

多くの SNA 関係機関に SNA の実施について、調整、監視、報告を促進するために、ISWGNA は報告構造の計画が適用されることを提案。

E. 統計体系の改善（パラ 32～36）

統計体系改善の原則は、個々の統計作成過程をカバーする一国統計システムを強化することを通して受け入れられる。

第 40 回国連統計委員会に提出される資料（和訳）の概要

ISWGNA は、93 SNA の実施戦略と同様にトレーニングの提供、技術協力の提供、マニュアル整備、研究の推進の 4 つに再度焦点を当てることを提案。

F. 調整、進捗の監視、協調の促進のための仕組み（パラ 37～39）

ISWGNA は、SNA 実施戦略及び関連するマクロ経済の諸基準についての助言を求め
るため、この仕組みを諸機関及び政府間専門家グループという形式で仕組みを確立す
ることを提案。

特にこのグループが地域協調メカニズムの代表者を構成し、2008 SNA の実施す
るための作業の一連の作業計画を維持・運営することに関して ISWGNA に助言す
るであろう。

G. 資金調達戦略（パラ 40）

08 SNA 実施のための資金調達の準備に関する戦略は、協力的で共同の方法に基づく
べきである。それは、概ねすべての利害関係者とパートナーの既存リソース及び比較
優位に基づいて作られるべきである。

IV. ハイレベルフォーラムと国民経済計算体系の発展に関する将来の方向性（パラ 41～56）

SNA に関して実現可能な将来の発展を議論することを目的として、前回統計委員会
は、SNA の将来の方向性を考察するため、ハイレベルグループの会合を召集するよう
に ISWGNA に求め、昨年 11 月にワシントンで開催。

フォーラムでは、主議題のほかに、各国における一次統計の選択や国民勘定システム
の維持するための能力を議論。

フォーラムは継続して行う必要はないが、ISWGNA が SNA の将来展望を検討し評
価してゆくために、ハイレベルグループの別会合を行う必要性について 2～3 年毎に
評価されるべきと結論。

V. 議論のポイント（パラ 57）

08 SNA 第 2 巻の採択。

08 SNA の実施と包括的な枠組みとしての利用を推奨。

提案された 08 SNA に向けた実施戦略へのサポートの表明と指針の提供を要請。

昨年 11 月に開催した SNA 発展のための将来の方向性に関するハイレベルフォーラム
会合結果への意見照会。

例示

課題 8 高インフレ下の利子

資料作成部署

企画調査課

1. AEG 推奨案

8 高インフレ下の利子

高インフレ化における保有利得の名目値と金融資産の利子の扱いは、93SNA (16 章 附則 B) や後続の OECD 刊行物「インフレーション勘定マニュアル」において記載されている。これらは異なるアプローチを採用しており、Rev.1 ではどのようにすべきか。

高インフレ下の勘定の収集の問題は、単なる利子の計測方法の決定以上に広がっている。16 章 G や附則 B (さまざまな状況や必要性に応じた集計の枠組みの記載) のように、インフレ下の勘定の収集の問題として扱う。この項目は、「インフレーション勘定マニュアル」の第 1-6 章の中で記載のとおり、財貨・サービスのインフレーションにより引き起こされる問題としても記載されるだろう。書き直した節では、マニュアルを作成することとされ、利子の計測は研究議題のまま残される。

2. 推奨概要

93SNA は、19.82～83 にあるように経常勘定のメモ項目として、貨幣資産に関する実質保有利得・損失を表示することを勧告している。その理由としては、93SNA では「高インフレ国では、…再評価勘定における保有利得・損失に多大の注意を払うことから、大いに得るものがある」、「顕著なインフレーションを経験している国では、利子の代替的取扱方法 (parallel treatment) によって、そうした状況の一層意味ある経済像を得ることを望むかもしれない」としている。

この課題の背景として、ピーター・ヒル氏が Hill (1996) として高インフレ下で異なった利子の扱いを含んだインフレ勘定マニュアルを公表したことがきっかけで論争となったことが挙げられる。Hill (1996) に対し、Vanoli (1999) はこのマニュアルの内容に疑念を示し、さらにヒル氏による反論が行われたという経緯が存在している。

したがって、課題 8 は、93SNA Annex B とインフレーション会計マニュアルとの違いを問題視する内容であり、ピーター・ヒル氏とアンドレ・バノーリ氏が ISWGNA に働きかけて設定された項目である。元々この課題は、93SNA が想定する通常の経済状況では対応できない高インフレ下の利子に対して、追加的な推奨案を提起することを目指している。

幾つかの国々では短期間に急激なインフレに直面し、特殊な勘定の作成能力が要求される事例はこれまでも出てきた。SNA を各国に広げる上で、高インフレに直面する事例を一般的に定義し、客観的な勘定の作成を行うことは重要な意義を有している。

ここでの高インフレーションとは、会計基準 (IAS29、国際会計基準第 29 号) で定義される超インフレ (3 年間の累積インフレ率が、100% 近いか 100% を超える) のことではなく、100% を下回るインフレーションに焦点を当てている。利子率や雇用者報酬など多くの項目が、物価指数と連動して大きく増進することから、インフレによる直接的な影響と実体経済の変動とを区別することが重要となる。直接対象国が高インフレにさらされていない状況であっても、対象国が保有する子会社が高インフレ国に存在するケースもありうることから、必ずしも我が国と無関係という整理はできない。

しかし、この課題は元々中東欧、ラテンアメリカ、アジアといった高インフレ国を多く経験してきた国に SNA の適切な普及を図ることを目的として設定されており、我が国がこの範囲に含まれていない

例示

ことは明らかである。

また AEG は、バノーリ氏及びヒル氏の意見を基に 93SNA の改定について議論を行った。その結果、AnnexB が他の可能な取り扱いを排除しない唯一の案であるが、中心的なフレームの一部とは考えられないということから、アン・ハリソン氏の意見（Harrison（2006））に基づいて研究課題とすることとなった。したがって、我が国もこの意見を尊重し、導入対象から外すことが妥当と考えられよう。

3. 93SNA の概要

添付資料参照。

インフレーション勘定マニュアルは、OECD の HP (<http://browse.oecdbookshop.org/oecd/pdfs/browseit/3096061E.PDF>) にて無料で手に入れることが可能である。

4. 現行推計の概要、基礎統計、検討経緯

現行推計は存在せず、基礎統計も存在しない。研究課題であることから、特段の意見が無ければ実務として検討を行わない。また我が国は、特に高インフレ下の経済に大きく依存する状況に至っていないことから、適用を考慮しなければならない状況に置かれていない。

5. 推奨案の適用有無、改定による影響、導入範囲

推奨内容が無いことから適用を考慮せず。

6. 表章

変更なし。

7. 推計方法

推奨案に従って推計方法に特段の変更なし。

8. その他・添付資料

8-1 2008SNA マニュアル抜粋

本文に関して

2008SNA Volume2 Annex 4: Research Agenda 7. High inflation

A4.29 It has long been recognized that high inflation can distort measures of interest, since a portion is required simply to counteract the real holding losses that occur for financial instruments that are not indexed for inflation. By the 1970s, when inflation was an important problem throughout much of the world, the treatment of interest under high inflation was considered an important issue for national accounts. However, there is the contrary guidance is given by Annex B to chapter XIX of the 1993 SNA and chapter 7 of the OECD Manual on Inflation Accounting. It is therefore recommended that the search for a single universally accepted treatment of interest under high inflation, should remain on the research agenda.

8-2 93SNA マニュアル抜粋

19 章

例示

19. 82. この補償要素を貸し手による資本収益と見なしたり、借り手による経常費用と見なすべきではない、「体系」は、こうした明示的あるいは暗黙のインデクセーションの要素を経常勘定の受取利子あるいは支払利子として扱っている。インフレ率が低い場合、このことはそれほど問題ではない。しかし、インフレ率が高い場合、政府の可処分所得や貯蓄（あるいは赤字）および債権者部門についての対応する数字などを正しく解釈しようとするれば、こうした要素の測定は不可欠なものである。このため、「体系」は、経常勘定のメモ項目として、貨幣資産に関する実質保有利得・損失を表示することを勧告している。高インフレ国では、上述の方法に加え、再評価勘定における保有利得・損失に多大の注意を払うことから、大いに得るものがある。
19. 83. さらに進んで、顕著なインフレーションを経験している国では、利子の代替的取扱方法（parallel treatment）によって、そうした状況の一層意味ある経済像を得ることを望むかもしれない。このような方法として考えられるものが、この章の付録 B で示されている。

19 章付録 B 高インフレーション下での利子の代替的取扱方法

A. イントロダクション：高インフレーションに関わる名目利子調整の 2 つの方法

1. 高インフレーションを経験している国では、様々な制度部門について、また、おそらく一国経済全体について、第 1 次所得、可処分所得および貯蓄の測定より意味のある測度を得るため、名目利子を調整しようとするかもしれない。次のような 2 つの接近方法がある。
 - (a) 名目利子（保険会社と年金基金を除く金融仲介機関によって支払／受取される利子の場合、手数料に当たるものをここから除く）から、資本（資本とは、利子の源泉である金融資産／負債の元本のことである）の購買力維持のための必要額、正確には、実際に補償したかどうかはともかくとして、そのために必要であった額を控除する。
あるいは、(b) 名目利子から、資産元本をインフレから保護するため名目利子に実際に含まれている部分を控除する。
2. 第一の接近方法は、普通「実質利子」の計算とされている。実質利子は、貨幣資産の名目利子の内、インフレに対する十分な債権者保護に必要な額を超える部分である。後者の、インフレから債権者を保護するための必要額は、通貨の一般購買力の変化を示す指標を使って計算される。名目利子が資本維持のために必要な額より高いとき、実質利子は正であり、低いときは負である。
3. 実質利子は、名目利子から資産／負債の実質保有利得／損失を考慮して導出される。しかし、このことから、実質利子が SNA の中枢体系に導入できないことがわかる。実際、保有利得・損失は中枢体系の経常勘定に記録されるのではなく、再評価勘定のみで記録されるというのが、「体系」の基本原則である。このことは、あらゆる型の資産／負債の名目保有利得・損失（したがって、なおさら実質保有利得／損失）についていえる。このように、実質利子は、実質保有利得／損失による経常所得の他の調整と同様、サテライト構築物でのみ導入することができる。
(たとえば、第 XX I 章の段落 21. 19～21. 28 を参照。)
4. 第二の接近方法においては、名目利子から、資産元本をインフレから保護するために、名目利子に実際に含まれている部分が控除される。明らかに、この要素は、定義上、名目利子自身より大きいことはありえず、名目利子（手数料問題を別として）より低いか等しいかである。一面では、実質利子との混同、他面では中枢体系において定義された利子との混同を避けるため、名目利子のうち、資産元本をインフレから保護するために名目利子に実際に含まれている部分を超える部分を「プライム利子（interest prime）」と呼ぶことにしよう。定義上、「プライム利子」は、正またはゼロであるが、決して、負になることはない。
5. 実質利子とプライム利子とは、異なった目的を有している。プライム利子は、名目利子から、資産元本をインフレから保護するために名目利子に実際に含まれている部分を控除することによって、名目利子へのインフレの実際の影響

例示

を勘案したものである。

実質利子は、資産の購買力維持のための必要額あるいは必要であった額を名目利子から控除することによって、資産の購買力へのインフレの影響を勘案したものである。

6. 各々の異なった目的を反映して、実質利子とプライム利子とは、SNAにおける役割も位置も異なっている。実質利子は非常に有効な分析手段であり、すでに段落3で述べたように、サテライト構築物として計算することを、「体系」は、強く勧告する。プライム利子は、実質利子ほど進んだ取扱いではないが、顕著なインフレとの関わりでSNA中枢体系の中で取り扱うことが可能な名目利子の調整方法として認められている。実際、配当のような他の財産所得の場合には、裏付けとなっている資産の価額のインフレからの保護は、再評価勘定に記録される株式のような資産の市場価格の変化を通じて、追求されている。この要素は、経常タームでの配当には含まれない。このように、「プライム利子」は、その経済的意味において、配当との類似性がある。「プライム利子」も配当も、実質利子や実質配当（実質タームでの利子、配当と混同しないよう）を得るため、中枢体系外で、実質保有利得／損失に関して調整されるかもしれない。また、経済的意味からは、配当と株の保有利得／損失の合計が、名目利子にあたるものと解釈できる。以上のことは、「プライム利子」が、実際に、名目利子よりも、他の財産所得の定義や測度により近い定義をもつ概念であることを示している。
7. 実質利子とプライム利子とが一致するのは、インフレからの保護のために名目利子に実際に含まれる部分が、厳密に債権者をインフレから保護するのに十分な額に等しいときに限られる。そうでないときには、債権者・債務者が実質保有利得ないし損失を経験している。こうした実質保有利得・損失は、実質利子を得るために、中枢体系から離れて、プライム利子と結合されるかもしれない。
- B. 高インフレーションの下での利子の中枢体系内における代替的取扱方法
8. 以下、本付録では、高インフレの下での利子のもうひとつの取扱方法を示す。それは、中枢体系におけるプライム利子の記録をその内容とする。
9. SNA中枢体系では、保有利得／損失は経常勘定に記載されることがないことから、資産による所得と実質保有利得・損失が同時に存在する可能性がある。

このことは、取引者間の契約において、2つの異なった契約があると解釈されるかもしれない。第一の契約は、経常所得に関するもので、ある制度単位が資産の利用を他の単位に委ねるときの要求額についての合意であり、第二の契約は資産そのものの価額に適用される価格調整方法についての合意である。

価格調整の方法が明示されている場合も多い。それは、当該資産（株式、土地）に市場が存在する場合、その市場価格であり、外国通貨建て金融資産／負債の場合は為替レートであり、他の資産、財貨・サービスの価格または、インデックスとして用いられる一般あるいは特定の価格指数であるかもしれない。

他方、名目利子のみがあり、金融資産／負債の元本に連動すべきインデックスがない場合、価格調整の方法は暗黙のものとなり、もちろん状況を複雑にする。明示的な場合も暗黙の場合も、資産／負債の元本の価格調整方法は、名目利子に実際に含まれているインフレに対する保護部分を決定する。
10. 利子の手数料部分の問題は、最後に簡単に触れるが、この付録の対象外にある。もちろん、実際にはこれを考慮しなければならない。
11. 外国通貨建ての金融手段の場合は単純である。中枢体系で行なわれている取扱いは、この付録で適用されている方法と整合的である。当該資産／負債の価額に適用される価格調整の方法は、関連する為替レートの変化である。したがって、プライム利子は、単に海外部門勘定で利子と呼ばれているものと一致している。ついでに、このことは、外国との関係での利子は、自国通貨建て資産に記録される名目利子とはその性質が異なることを示している。
12. 自国通貨建ての貨幣資産の元本をインフレから保護する部分を識別すること、また、プライム利子を識別すること

例示

は、インデックス連動型 (index-linked) の金融手段の場合は簡単である。実際、この場合、2つの要素は、実際に明示的に区別されている (後で、これらは SNA 中枢体系で名目利子として結合される)。連動インデックスによるメカニズムが明示されている当該金融資産/負債の元本の再評価額は、債権者をインフレから保護するために実際に存在する要素である。こうした状況では、それ故、プライム利子は通常、そのような取り決めにおいて利子と呼ばれているものに等しい。なお、利子のインデックス連動を元本のインデックス連動と区別しなければならない。前者のメカニズムの場合、利子には、利子自体のインデックス連動に対応する額が含まれている。

13. 名目利子のこうした 2 つの要素を識別することは、当該金融資産/負債の元本に適用される価格調整メカニズムが明示されていない場合、単純にはいかない。こうした場合、名目利子のみが観測可能であり、それはインフレに対する保護部分とプライム利子との両方の要素が含まれている。こうした 2 つの要素の分解は、近似的なものとならざるをえない。主に 2 つのタイプの状況があろう。

(a) 第一の状況においては、非インデックス連動型金融手段がインデックス連動型金融手段と共存する。

この場合、非インデックス連動型金融手段に、インデックス連動型金融手段に対するプライム利子と同率、あるいはそれと同じインデックスによる同じ価格調整メカニズム、あるいは 2 つの構成要素間の同じ割合を適用する⁴。(b) 第二の状況においては、非インデックス連動型金融手段のみがある。この場合、最も単純な方法は、暗黙の価格調整メカニズムへの接近として事後的インフレ率を用いること、そうして、資産元本をインフレから保護するために名目利子に実際に含まれる部分を導出することに思える。このとき、プライム利子は名目利子からこの部分を差し引いて決定される。ただし、その部分が名目利子額より大きければ、プライム利子はゼロとする。(この付録の前出段落 4 を参照。)

14. 前段落の 2 つの場合に不明瞭さの余地があることに、ことさらに気に掛けることはない。インフレが顕著であるとき、この不明瞭さの余地は、経常勘定に名目利子を記録するときに生じる誤差に比べれば取るに足らない。

9. 参考文献

Harrison, Anne (2006) ,”INTEREST UNDER HIGH INFLATION”,

国連 HP 上 <http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/papers/m4Inflation.pdf>

Hill, Peter (1996) , *Inflation Accounting: A Manual on National Accounting Under Conditions of High Inflation*, OECD Publishing

OECD HP <http://browse.oecdbookshop.org/oecd/pdfs/browseit/3096061E.PDF>

The Commission of European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank (1994), *System of National Accounts 1993, Studies in Methods, Series F, No.2*, United Nations Publication (経済企画庁経済研究所国民所得部邦訳 (1995.3) 「1993 年改定国民経済計算の体系」)

Vanoli, André (1999) , “Interest and Inflation Accounting”, *Review of Income and Wealth*, Series 45, Number 3

World Bank (1999) , *Accounting for Interest Under High Inflation*,

国連 HP 上 <http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/papers/m4Inflation.pdf>